

令和3年3月版

農業経営の決算書の見方

貸借対照表、損益計算書、農業の勘定科目

安定した農業経営を展開するためには、農業における会計の特徴を理解したうえで、
貸借対照表や損益計算書などの決算書を分析し、低コストでの経営と
収益性のある経営に結び付けていくことが重要であります。



1 決算書について

(1) 決算書とは何か

法人会計に関する法律「会社法」では下記4つの書類が規定されており、一般的に決算書と呼ばれています。

- ① 貸借対照表（B/S）
- ② 損益計算書（P/L）
- ③ 株主資本等変動計算書（余剰金処分案）
- ④ 個別注記表

全ての事業者（会社）は、1年に1回決算書を作成しなければなりません。

作成された決算書は株主総会等で承認を受けることにより確定します。税務署への法人税の確定申告書の提出は、原則として決算日の翌日から2か月以内が期限とされています。

(2) 決算書はなぜ必要か

決算書を作成する理由には以下のことが考えられます。

- ① 自社の経営状態を経営者、株主、社員が客観的に判断するため
- ② 金融機関に融資の申し込みをするため
- ③ 税務署に対し法人税の確定申告を行うため
- ④ 取引先などの利害関係者が会社の安全性や成長性を確認するため

貸借対照表・損益計算書を組み合わせて分析することで、会社の安全性・収益性等が分かります。

2 貸借対照表

(1) 役割と仕組み

貸借対照表はある一定時点（決算日）の財政状態を表しています。資産、負債、純資産の三つの要素に区分し記載します。

資産	負債
	純資産

資産と、負債及び純資産の合計は常に等しくなるため、バランスシート（B/S）と呼ばれます。

(2) 資産の部

流動資産、固定資産、繰延資産に分けられます。

ア 流動資産

決算日の翌日から1年以内に現金、預金にかわる資産及び費用化する資産をいいます。加工や売却を目的とする棚卸資産を含みます。

イ 固定資産

決算日の翌日から1年を超えて使用したり投資したりしている資産をいいます。

ウ 繰延資産

創立費、開発費など支出済みの費用を一会計期間の費用にせず、複数期に分けて計上するための特殊な勘定で、財産としての価値はありません。

(3) 負債の部

ア 流動負債

決算日の翌日から1年以内に支払わなければいけない債務をいいます。

イ 固定負債

決算日の翌日から1年を超えて支払う債務をいいます。

(4) 純資産の部

資本金、資本剰余金、利益剰余金に分けられます。

ア 資本金

株主などが拠出した元手で、債権者保護の見地から法律により定められたものです。借入金ではないので返済の義務はありません。資本金額が多い方が会社の評価が高まり、融資を受けやすくなります。なお、1,000万円未満であれば設立初年から最大2年間消費税が免除されますが、令和5年10月1日以降、新たにインボイス制度が始まるので留意が必要です。

イ 資本剰余金

元手となる資金のうち資本金として計上された以外のもの。元手のうち赤字に備えて積立てする資本準備金が含まれます。

ウ 利益剰余金

設立から今日に至るまでの利益の累積額です。金額の推移は会社評価基準の一つになります。利益剰余金は設備投資や株主への配当に使われたりするため、会社が保有する現預金額とは一致しません。

貸借対照表の様式

貸 借 対 照 表		単位：円	
		令和〇〇年〇〇月〇〇日現在	
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金預金	×××	買掛金	×××
売掛金	×××	短期借入金	×××
貸倒引当金	△××	未払金	×××
未収入金	×××	未払費用	×××
製品	×××	前受金	×××
原材料	×××	預り金	×××
仕掛品	×××	未払法人税等	×××
前払費用	×××	未払消費税	×××
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期借入金	×××
建物・構築物	×××	農業経営基盤強化準備金	×××
機械装置	×××		
車両運搬具	×××	負債合計	×××
工具器具備品	×××		
土地	×××	(純資産の部)	
建設仮勘定	×××	株主資本	
無形固定資産		資本金	×××
ソフトウェア	×××	資本余剰金	×××
投資その他の資産		利益剰余金	×××
出資金	×××	利益準備金	×××
長期前払費用	×××	繰越利益剰余金	×××
繰延資産			
創立費	×××	純資産合計	×××
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

3 損益計算書の見方

(1) 損益計算書の意義

損益計算書とは、企業活動における一会計期間の経営成績を明らかにするために作成される計算書です。

具体的には、一會計期間に属するすべての収益と、これに対応するすべての費用を記載して経常利益を表示し、これに特別損益に属する項目及び法人税等の税額を加算減算して当期純利益を表示した計算書です。

●説明の前提

農業経営においては、6次産業化の取組みにより加工品の生産及び仕入商品の販売も多く見受けられます。しかし、ここでは説明を簡便にするため農産物の生産・販売に限定して説明します。

(2) 損益計算書における諸原則

ア 発生主義の原則

すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければなりません。前払費用は当期の損益計算から除去し、未払費用は当期の損益計算に計上しなければなりません。

イ 実現主義の原則

収益については、未実現収益を当期の損益計算に計上してはなりません。たとえば、前受収益はこれを当期の損益計算から除去し、未収収益は当期の損益計算に計上します。

農産物の販売については、販売基準が適用されます。具体的には、その農産物の引き渡しがあった日をもって収益の実現の日とします。

ウ 費用収益対応表示の原則

費用及び収益は、その発生源泉に従って明瞭に分類し、各収益項目とそれに関連する費用項目とを損益計算書に対応表示しなければなりません。

エ 総額主義の原則

費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接相殺することによって、その全部又は一部を損益計算書から除去してはなりません。

損益計算書の様式

損 益 計 算 書		
自令和〇〇年〇〇月〇〇日 至令和〇〇年〇〇月〇〇日		
単位：円		
I 売 上 高		× × × ×
II 売 上 原 価	(+)	× × ×
1 期首製品棚卸高		× × × ×
2 当期製品製造原価		× × × ×
合 計		× × × ×
期末製品棚卸高	(-)	× × ×
売 上 総 利 益		× × × ×
III 販売費及び一般管理費		
販売費及び一般管理費合計		(-)
営 業 利 益		× × ×
IV 営 業 外 収 益		
1 作付助成収入		× × ×
2 一般助成収入		× × ×
3 雑 収 入		× × ×
V 営 業 外 費 用		
1 支 払 利 息		× × ×
2 雑 損 失		(-)
經 常 利 益		× × ×
VI 特 別 利 益		
1 国庫補助金収入		× × ×
2 固定資産売却益		(+)
VII 特 別 損 失		
1 固定資産売却損		× × ×
2 前期損益修正損		(-)
税引前当期純利益		× × ×
法人税・住民税及び事業税		(-)
當 期 純 利 益		× × ×

(3) 損益計算の区分

損益計算書は、営業損益計算、経常損益計算、純損益計算に区分されます。

ア 営業損益計算

営業損益計算は、損益計算書の売上高から営業利益までの計算範囲です。企業の営業活動から生じる費用及び収益を記載して、営業利益を計算します。

イ 経常損益計算

経常損益計算は、営業損益計算の結果を受けて、営業利益に営業外収益を加算し営業外費用を差引いて経常利益を計算します。

ウ 純損益計算

純損益計算は、経常損益計算の結果を受けて、特別利益を加算し、特別損失を差引いて、税引前当期純利益を計算します。税引前当期純利益から法人税・住民税及び事業税を差引いて当期純利益を計算します。

(4) 損益計算書に表示される5つの利益

損益計算書には、各計算範囲に沿って、①売上総利益、②営業利益、③経常利益、④税引前当期純利益、⑤当期純利益の5つの利益が表示されます。上記(3)の説明と重複する箇所もありますが、5つの利益の意味内容について説明します。

ア 売上総利益

売上高から売上原価を差引いて売上総利益を計算します。売上高は、農産物や作業受託収入などの販売額であり、売上原価は販売された農産物、役務提供等の製造原価です。売上総利益は、売上高と売上原価との差額であり、販売された農産物、役務提供等の販売利益です。

イ 営業利益

売上総利益から販売費及び一般管理費を差引いて営業利益を計算します。販売費及び一般管理費は、その企業の販売活動と一般管理活動に伴って発生する費用です。営業利益は、その企業の主たる事業活動によって稼ぎ出した利益です。

ウ 経常利益

営業利益に営業外収益を加算し、営業外費用を差引いて経常利益を計算します。営業外収益には、経営所得安定対策の交付金、水田活用直接支払交付金等があります。営業外費用には、支払利息、雑損失等があります。

これらの営業外収益や営業外費用は、主たる事業活動以外のものですが、毎期継続して発生するものであり、経常利益の計算に含めます。

エ 税引前当期純利益

経常利益に特別利益を加算し、特別損失を差引いて税引前当期純利益を計算します。特別利益は、一時的、臨時の、偶發的な原因によって発生した利益です。具体的

には、固定資産売却益、国庫補助金収入、受取共済金等があります。また、特別損失は、一時的、臨時の、偶発的な原因によって発生した損失です。具体的には、固定資産売却損、固定資産除却損、災害損失等があります。

オ 当期純利益

税引前当期純利益から法人税・住民税及び事業税を差引いて当期純利益を計算します。法人税・住民税及び事業税の具体的な税目としては、法人税、地方法人税、法人県民税、法人事業税、法人市民税があります。

(5) 製造原価報告書

製造原価報告書は、一会计期間における農産物及び加工品等のすべての製品の生産に要した原価を集計した報告書です。この報告書の作成によって、当期製品製造原価を計算します。この当期製品製造原価は、損益計算書に引継がれて売上原価を構成します。

ア 製造原価報告書の区分

製造原価報告書は、材料費、労務費、経費に区分されます。製造原価報告書には加工品及び作業受託収入の製造原価も含まれますが、ここでは説明を簡便にするため農産物の生産について記載します。

(ア) 材料費

材料費は、農産物を生産するために投入された種苗費、肥料費、農薬費及びその他の生産資材費です。

(イ) 労務費

労務費は、農産物を生産するために投入された労働力に対する対価です。具体的には、賃金手当、法定福利費、福利厚生費です。法定福利費は、使用者が負担する社会保険料及び労働保険料です。

(ウ) 経費

経費は、特定の農産物の生産のために直接的に投入した直接経費と間接的に投入した間接経費に区分されます。直接経費としては、作業委託費、支払地代、土地改良費等があります。間接経費としては、減価償却費、修繕費、農具費等があります。

製造原価報告書の様式

製造原価報告書

自令和〇〇年〇〇月〇〇日 至令和〇〇年〇〇月〇〇日

単位：円

材 料 費

期首材料棚卸高	(+)	× × ×
種 苗 費		× × ×
肥 料 費		× × ×
農 薬 費		× × ×
諸 材 料 費		× × ×
期末材料棚卸高	(-)	× × ×
材 料 費 計		× × × ×

労 務 費

賃 金 手 当	× × ×
法 定 福 利 費	× × ×
福 利 厚 生 費	× × ×
労 務 費 計	× × × ×

経 費

作 業 委 託 費	× × ×
賃 借 料	× × ×
動 力 光 熱 費	× × ×
農 具 費	× × ×
修 繕 費	× × ×
農業共済掛金	× × ×
支 払 地 代	× × ×
土 地 改 良 費	× × ×
減 価 償 却 費	× × ×
雜 費	× × ×
製 造 経 費 計	× × × ×

当期総製造費用

期首仕掛品棚卸高	(+)	× × × ×
期末仕掛け品棚卸高	(-)	× × × ×
当期製品製造原価		× × × ×

4 決算書の分析

(1) 貸借対照表の分析

ア 貸借対照表とは

貸借対照表とは、企業の一定時点の財政状態を明らかにするために、貸借対照表日（期末時点）におけるすべての資産、負債及び純資産を記載した書類であり、貸借対照表等式（資産 = 負債 + 純資産）から構成されています。

負債、純資産は「資金の調達源泉（どのようにしてお金を集めたのか）」を表し、資産は、「資金の使途（お金を何に使ったのか）」を表します。

負債を「他人資本」、純資産を「自己資本」ともいいます。

貸借対照表の構成例

資 産	流動資産 ・現金、預金、売掛金 ・製品、仕掛品など	負 債	流動負債 ・買掛金、未払金 ・短期借入金、未払費用など	他人資本
	固定資産 ・建物、機械など		固定負債 ・長期借入金など	
	繰延資産 ・創立費、開業費など	純 資 産	資本金 資本剰余金 利益剰余金	自己資本
	資金の使途		資金の調達源泉	

イ 安全性の分析

(ア) 自己資本比率(%) (=自己資本(純資産) ÷ 総資本(負債・純資産合計))

自己資本比率は、企業の中長期的な安全性を見る指標です。自己資本比率が低いということは借入金などの他人資本に依存していることになり、財務基盤が脆弱であるということになります。利益の確保等により自己資本を厚くしていくことによって財務基盤が強化され、他人資本に頼らなくても建物や機械等への投資の財源に充てることができます。自己資本比率を高めていきましょう。資産総額を負債総額が上回っている状態（自己資本比率がマイナス）を債務超過といいます。

(1) 流動比率 (%) (=流動資產 ÷ 流動負債)

流動比率は、企業の短期的な支払い能力を見る指標です。流動負債は1年以内に支払期限が到来しますので、その支払財源となる流動資産が流動負債を上回っていることが必要です。ただし、流動資産には現金預金に近い当座資産だけでなく、製品（農産物）や仕掛品（未収穫農産物）などの棚卸資産も含まれていますので、流動資産は負債の倍額以上欲しいところです。

(ウ) 固定長期適合率 (%) (=固定資産 ÷ (自己資本 + 固定負債))

固定長期適合率は、固定資産が安定的な資金である自己資本及び長期にわたって返済する固定負債によって賄われているかを見る指標です。

固定資産が自己資本だけで賄われていることが理想ですが、自己資本に固定負債を加えた額で賄われていれば、財務的なバランスが保たれていると見ます。

(2) 損益計算書の分析

ア 損益計算書とは

損益計算書とは、一定期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用とを対比させ、当期純利益（又は損失）を表示し、一定期間の経営成績を明らかにするための書類であり、損益計算書等式（費用+当期純利益=収益）から構成されています。

収益とは、製品売上高、作業受託収入など役務提供による収入、国からの交付金収入など、当期純利益を増加させる原因となるものです。費用とは、種苗費、肥料費、農薬費、飼料費、農具費、諸材料費、動力光熱費、荷造運賃など当期純利益を減少させる原因となるものです。

損益計算書（例）

（単位：千円）

売上高	10,000
売上原価	7,300
売上総利益	2,700
販売費および一般管理費	3,000
営業利益	△300
営業外収益	1,000
営業外費用	500
経常利益	200
特別利益	50
特別損失	100
税引前当期純利益	150

製品を用意するために掛かった費用
売上面での会社の力
製品を売るために掛かった費用
企業の本業の儲け

企業のトータルの儲け

イ 収益性の分析

（ア）売上高総利益率（%）（＝売上総利益÷売上高）

売上高のうち、どれくらい売上総利益（売上面での会社の力）が得られたかを見る指標です。粗利益率ともいわれ、高いほど良いといえます。

（イ）売上高営業利益率（%）（＝営業利益÷売上高）

売上高のうち、どれくらい営業利益（企業の本業の儲け）が得られたかを見る指標で高いほど良いといえます。

（ウ）売上高経常利益率（%）（＝経常利益÷売上高）

売上高のうち、どれくらい経常利益（企業のトータルの儲け）が得られたかを見る指標で高いほど良いといえます。

（エ）総資本経常利益率（%）（＝経常利益÷総資本）

全ての資本を投じたことにより、いくらの経常利益が得られたかを見ます。企業の収益性を総合的に判定する代表的指標であり高いほど良いといえます。

（オ）総資本回転率（回）（＝売上高÷総資本）

投下した総資本の運用効率（売上高によってどれほど回収できたか）を見る指標で高いほど良いといえます。

（3）農業及び農業法人特有の会計処理等について

ア 収益計上基準

農産物など棚卸資産の販売は販売基準が適用され、その引渡があった日をもって売上収益の実現の日とするのが原則です。農産物の場合、その引渡の日は、通常相手方が検査した日とします（検査基準）。

農産物の販売は、委託販売によるのが一般的で、委託販売の経理については、受託者が委託品を販売した日をもって売上収益の実現（受託者販売基準）とするのが原則ですが、農協を通じて出荷する米・麦・大豆等の農産物については、概算金、精算金を受け取った日をもって売上収益の実現となります（概算金等受領日基準）。

イ 会社と農事組合法人の違い

会社組織の場合、構成員（出資者）への作業対価は給与等として、役員へは役員報酬として損益計算書に経費として計上されます。

一方、農事組合法人が従事分量配当として構成員に配分する場合は、損益計算書には経費として計上されず、剰余金処分により会計処理されます。

ウ 販売収入以外の収入の損益計算書上の表示

（ア）作業受託収入

農作業受託は営業目的で行うものなので、営業収益（売上高）の区分に「作業受託収入」として計上します。

（イ）価格補填収入

農畜産物の価格補填を目的とする交付金・補填金は、農畜産物の販売数量に基づき交付され、農畜産物の販売によって実現するものであるため、営業収益（売上高）の区分に「価格補填収入」として計上します。ただし、過年度の農業の減収分の収益を補填するものについては、臨時の利益の性格を持つことから、特別利益の区分

に「経営安定補填収入」として計上します。

なお、価格補填制度の掛金は、「共済掛金」に計上し、農畜産物の原価に算入されます。

(ウ) 作付助成収入

作物の生産助成を目的とする交付金は、作物の作付面積に応じて交付される収入であり、農産物の販売によって実現する収益ではないため、営業外収益の区分に「作付助成収入」として計上します。

(エ) 一般助成収入

中山間地域等直接支払交付金など、作付面積以外の基準によって交付される収入は、営業外収益の区分に「一般助成収入」として計上します。

経営指標の参考数値（稻作の場合）

指標	基準値（目標）
売上高総利益率	30%以上
売上高経常利益率	5%以上
総資本経常利益率	5%以上
総資本回転率	1.0回転以上
自己資本比率	30%以上
流動比率	200%以上
固定長期適合率	80%以下

エ 農業経営基盤強化準備金

農業経営基盤強化準備金とは、税法上、青色申告をする認定農業者等が経営所得安定対策などの交付金を農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、損金に算入するものです。

会計処理には2つの方法があります。

(ア) 損金経理方式

農業経営基盤強化準備金を積み立てる場合は、「農業経営基盤強化準備金繰入額」として特別損失の区分に計上するとともに、同額を「農業経営基盤強化準備金」として固定負債の区分に計上します。取り崩した場合は、「農業経営基盤強化準備金戻入額」として特別利益の区分に計上します。

(イ) 剰余金処分経理方式

農業経営基盤強化準備金を積み立てる場合は、剰余金処分で任意積立金として「農業経営基盤強化準備金」を積み立て、同額の繰越利益剰余金を減額します。

経営指標の参考数値（野菜、花きの場合）

指標	基準値（目標）
売上高総利益率	30%以上
売上高経常利益率	5%以上
総資本経常利益率	10%以上
総資本回転率	2.0回転以上
自己資本比率	30%以上
流動比率	150%以上
固定長期適合率	80%以下

オ 圧縮記帳

圧縮記帳とは、国庫補助金等で取得した固定資産の取得価額から国庫補助金などに相当する金額を控除する方法をいいます。補助金額が損金として処理されるため、国庫補助金収入を受け取った際には益金と相殺され課税を回避することができますが、取得価額を圧縮して減価償却を行うため、後年の減価償却の減少から生じる利益は分割して計上されます。従って、圧縮記帳は課税の繰延となります。

会計処理には3つの方法がありますが、一般的には次の2つの方法によります。

(ア) 損金経理により帳簿価額を減額する方法

(イ) 決算の確定の日までに剰余金処分により積立金として積み立てる方法



農業の経営でお悩みの方へ

農業経営相談所は、農業経営の法人化・経営継承・経営発展等を目指す農業者に専門家を派遣して経営課題の解決に協力しています。



※重点指導農業者に認定されると、無料で専門家の派遣を受けられます。

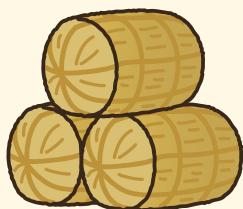
相談には、農業経営相談所専任の税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、公認会計士、弁護士、司法書士、弁理士、行政書士、経営コンサルタント、農業法人経営者、フードコーディネーター等の専門家が対応しています。

※重点指導農業者の認定を希望される方は、最寄りの県地域振興局または相談所までお問い合わせください。

新潟県農業経営相談所の詳しい情報は

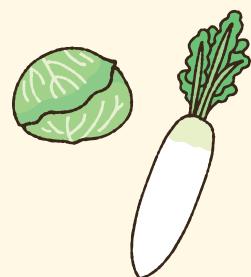
<https://www.niigata-nsoudan.jp/>

ホームページからご覧いただけます



新潟県農業経営相談所

検索



〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2 新潟県公社総合ビル4F

TEL : 025(285)5021 FAX : 025(285)5023 E-mail : n.soudan@niigata-nourin.jp